



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2023/4/3

NO.507 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

建設業許可「変更届」提出の相談会

建設業許可を取得している業者は、毎年決算期終了後4カ月以内に、決算に基づく変更届出書を提出しなければなりません。個人建設業の令和4年分決算による変更届は4月末が提出期限です。作成のためには、令和4年分の「工事経歴書」などが必要です。該当者の方には、案内文書を送付いたしましたので準備をお願いします。

日時 4月3日(月)

午後1時から
午後2時まで

場所 民商事務所



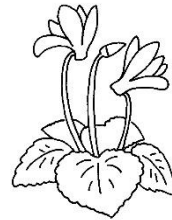
労働保険年度更新手続のお知らせ

◆年度更新の対象となる会員さんには、中条民商から案内文書が届きます。
 ◆労働保険の新規加入を受付しています。
 ◆労働保険は、事業主や大工、左官などの人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。
 ◆変更や新規申し込み希望者は、事前に民商へご連絡をお願いします。

日時 4月11日(火)

午後1時30分から
午後3時まで

場所 民商事務所



申告所得税・個人消費税申告納付期限

◆納付書で現金納付する方
 個人事業者の消費税 3月31日(金)まで
 ◆口座振替納税をしている方
 所得税 4月24日(月)
 個人事業者の消費税 4月27日(木)

インボイス制度説明会 開催

「今日申請をしようと思ったが、まだ申請はしないことにする」
 「力を合わせて延期させよう。申請は急がない、あわてない」



26日、5名の会員が集まりインボイス制度説明会を開催しました。「インボイス登録はどうしますかと、取引先から手紙が届くようになった。どう回答すればいいのか」「苦しめるインボイス制度、ギリギリまで申請しない方がいいということを、今日の説明会に参加して分かった」と、この日に申請をしようとした会員さんは「やっぱりまだ申請しないことにする」と考え直しました。最後に「面倒でややこしいインボイス制度だが、勉強して対策を強めましょう」と話し散会しました。

過払い金の相談も受付しています 4月の無料法律相談

日時 4月19日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 4月17日(月)
 ☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2023/4/3

NO.507 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

消費税換価猶予 納税相談会を開催

「申請書を民商で 作成できて良かった」

28日、今回の消費税申告で納税額が大きく困っている会員さんの相談会を開きました。「一括では納税額が大きいの
で負担になってとても納められない。今年
になって売上がない月もあったので、分
納して払うように申請したい」と相談があ
り、民商でアドバイスを受けながら、換価
の猶予申請書を書きあげました。「早速、
明日税務署に提出してくる。申請書の書
き方が分からなかったのが相談にのって
もらって助かった」と話していました。

税金が払えないときは
「換価の猶予」の申請を
しましょう。



令和 5 年度 村上市住宅リフォーム事業補助金(村上市ホームページより抜粋)

補助対象者

市内に本店がある法人または市内に住所がある個人事業主に発注して行われる工事
 令和 6 年 3 月 31 日までに完成し、支払いが完了する工事

※ 交付決定前に着工した工事や代金を支払った工事は対象外です

※ 併用住宅は自己の居住する部分、集合住宅は自己の専有する部分の工事に限ります

補助対象工事・補助金額

【通常工事】

●土台・基礎工事、屋根の葺き替え、天井・壁・床の改修、トイレ・
 お風呂場等の改修、下水道への接続工事、畳の交換、耐震工事、
 バリアフリー工事など

●25万円以上の事業費で20%以内の補助、上限20万円

【省エネ工事】

●既存照明のLED化工事、エアコン取付工事

●5万円以上の事業費で20%以内の補助、上限3万円

※ 省エネ工事は製品のみでなく、工事が伴うものが対象です

※ LED 照明は目標年度 2020 年、エアコンは目標年度 2027 年の最新基準で
 トップランナー基準(省エネ基準達成率 100%)を達成している製品のみ

補助対象とならない工事(例)

次のような購入が主となるもの、または住宅でないものについては対象となりません。

カーテン・ブラインドなどの設置、テレビなどの家電製品の取替え、車庫・造園・フェンスなどの
 外構工事、部品交換、家電リサイクル料、設計費用や各種申請手数料など

受付期間・会場

【本庁】令和 5 年 4 月 3 日(月)～4月13日(木) 市役所本庁 3 階 第一会議室

【支所】令和 5 年 4 月 3 日(月)～4月13日(木) 各支所 産業建設課

※ 申請多数により予算枠を超えた場合は「抽選」となります